

『誘電・絶縁材料技術委員会表彰』規程

(総則)

第1条 本規程は、誘電・絶縁材料技術分野において著しく貢献・寄与した者を対象にした表彰に関わる全般的事項について定める。

(表彰の種類)

第2条 実施する表彰は次の通りとする。

(1) 電気学会 誘電・絶縁材料技術委員会 学術・技術貢献賞 犬石賞 (受賞記念講演付き)

電気電子絶縁材料システムシンポジウム (以下、シンポジウム) が国際会議 (International Symposium on Electrical Insulating Materials、以下 ISEIM) として開かれる年に表彰。表彰人数は一人。賞状と副賞を授与。

(2) 電気学会 誘電・絶縁材料技術委員会 学術貢献賞 家田賞 (受賞記念講演付き)

シンポジウムが通常の形式 (国内会議) として開かれる年に表彰。表彰人数は一人。賞状と副賞を授与。

(3) 電気学会 誘電・絶縁材料技術委員会 技術貢献賞 矢作賞 (受賞記念講演付き)

シンポジウムが通常の形式 (国内会議) として開かれる年に表彰。表彰件数は一人または二人以上五人以内の1グループ。賞状と副賞を授与。

各賞の副賞については、第8条に定める。

(表彰の英文名称)

第3条 第2条に定める各章の英文名称を以下のように定める。

(1) 学術・技術貢献賞 犬石賞および受賞記念講演

Inuishi Memorial Award and Inuishi Memorial Award Lecture

(2) 学術貢献賞 家田賞および受賞記念講演

Ieda Memorial Award and Ieda Memorial Award Lecture

(3) 技術貢献賞 矢作賞および受賞記念講演

Yahagi Memorial Award and Yahagi Memorial Award Lecture

(受賞候補者の条件)

第4条 候補者は、原則として誘電・絶縁材料技術分野において著しく貢献した者を対象とする。なお同一種類の受賞は原則として一回限りとする。

(受賞候補者の推薦手続き)

第5条 候補者は、推薦による。推薦者は、次の事項を具備した書類を誘電・絶縁材料技術委員会委員長および担当幹事あてに提出する。

- (1) 表彰の種類
- (2) 受賞候補者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名
推薦者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名
- (3) 受賞候補者の推薦理由（500字以内）

(受賞者の選定)

第6条 誘電・絶縁材料技術委員会は、同技術委員会内に受賞者選定のための表彰委員会を設ける。表彰委員会は、前条により推薦された受賞候補者の中から、「誘電・絶縁材料技術委員会表彰受賞者案選定規程細目」に定める手順により受賞者案を定め、誘電・絶縁材料技術委員会へ答申する。誘電・絶縁材料技術委員会は、この答申をふまえて受賞者を決定し、技術委員長名で受賞者に通知する。

(表彰方法等)

第7条 受賞者については、毎年シンポジウムまたは ISEIM において表彰を行う。犬石賞受賞者には ISEIM、家田賞および矢作賞受賞者には、シンポジウムで講演をしていただく。表彰の日付は、シンポジウムまたは ISEIM の開催期間内とする。

(副賞)

第8条 各賞の副賞は次の通りとし、法の定める税金を源泉徴収した上で受賞者に渡すものとする。

- (1) 犬石賞 講演謝礼を含み10万円
- (2) 家田賞 講演謝礼を含み5万円
- (3) 矢作賞 講演謝礼を含み5万円

なお、表彰式が行われるシンポジウム・ISEIM および懇親会等への参加費は、これを徴収しないものとする。

(表彰に係わる費用の原資)

第9条 賞状、副賞等の表彰に係わる費用については、誘電・絶縁材料技術委員会会計もしくはシンポジウム・ISEIM の会計より支出する。

(付則)

1. 本規程は平成12年9月29日、誘電・絶縁材料技術委員会において承認制定。
2. 本規程は平成12年9月29日より施行する。
3. 平成13年10月25日、e-mail持ち回りによる誘電・絶縁材料技術委員会において一部改正。
4. 平成26年12月8日、運用上の観点から犬石賞は ISEIM、家田賞および矢作賞はシンポジウムにて表彰を行うこととし、その内容に合わせて記載内容を改訂。
5. 令和7年1月**日、犬石賞を「学術貢献賞」から「学術・技術貢献賞」へ改定。その他実態に合わせて細部を改定。